別紙

事　故　概　要：

建設機械を積んだ車両が、国道６号上り線を走行中に下高平歩道橋の橋桁に衝突し、橋桁がへこみ穴が空くなどの損傷を受けました。

この事故により歩道橋の利用は危険との判断をし、歩行者の通行を禁止しました。

また、歩道橋落下の心配はありませんが、橋桁の被害が大きいことにより、荷重を軽くするため、歩行面の舗装を一部取り除く作業を実施しました。

この歩道橋は小学生の通学路にも利用しており、もし、歩行者が通行していた場合、また、衝突の衝撃で建設機械が車両から落下した場合は、人的被害や他の車両への被害など更なる重大な事故に及ぶ可能性がありました。

お　　願　　い：

道路は一定の構造基準により造っており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、車両の寸法や重さの最高限度を次のとおり定めています。

車両の諸元	一般的な制限値（最高限度）
幅	2．5m
長　さ	12．0m
高　さ	3．8m　（道路によっては4．1m）
重さ(総重量)	20．0トン（道路によっては25．0トン）

これらの寸法や重さを超える車両を通行させる場合は、道路管理者の**特殊車両通行許可**を受ける必要があります。

下高平歩道橋の橋桁は、道路からの高さが約4．7mです。そのため、衝突した車両の高さは、高さ制限（3．8m）を違反していたことになります。

車両で積荷を運搬する際は、交通規則や法令に従い、また、寸法や重さによっては**特殊車両通行許可**を受けてから通行するようお願いします。

横断歩道橋　位置図


至　相馬
国道6号
下高平歩道橋
新田橋
南相馬市
新桜井橋
鮭川橋
はらのまち
常磐線
至　いわき


至　相馬
下高平歩道橋
高平小学校
国道6号
南相馬市
新桜井橋
新田川
至　いわき

下高平歩道橋　損害状況



横断歩道橋の全体写真



横断歩道橋の衝突部分



横断歩道橋の橋桁（下から）



横断歩道橋に衝突した車両